

令和元年度 難波宮跡整備計画検討委員会 要旨

1 日 時 令和元年 11 月 27 日（水） 午後 2 時から午後 4 時

2 場 所 大阪市役所 本庁舎屋上階（P 1） 共通会議室

3 出席者

難波宮跡整備計画検討委員会委員 中尾委員、増淵委員、國下委員、弘本委員、加我委員（5 名）
（欠席：八木委員、足立委員、前川委員）

大阪市教育委員会事務局総務部 部長、文化財保護課 4 名

大阪市建設局公園緑化部 部長、調整課 4 名

大阪市経済戦略局文化部 文化課 2 名

大阪府都市整備部都市計画室 公園課 2 名

大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 2 名

大阪府教育庁 文化財保護課 2 名

4 内 容

[議案]

- 1 史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画（素案）について
- 2 その他

[議事要旨]

開会挨拶ののち、座長に中尾委員を選出して議事に入った。

事務局から議案 1 を説明。

それに先立って、保存活用計画について、前回の会議で指摘された事項への対応、およびその後に行った追加修正等を報告し、承認を受けた。

整備基本計画（素案）については、動線計画やゾーニング、ゾーン別整備方針、短期計画と長期計画それぞれの概要について説明した。

各委員から出された質問や意見と、それに対する事務局の回答について、主要なものは以下のとおり。

- ・北部ブロックにおける主要な遺構である後期難波宮内裏正殿の遺構表示はどのようなイメージか。また、南側の阪神高速道路・中央大通との境界を緑化で遮蔽する具体的な方法は？
（事務局から）内裏正殿の基壇の復元については具体的な形は検討できていないが、土を盛って高くして、阪神高速道路を越えて南部ブロックを望めるような遺構表示をイメージしている。緑化での遮蔽は正殿の正面は避けて、その西側や東側で行う。
- ・別途検討されている大阪市景観計画のなかでも、大極殿基壇の南側から大阪城天守閣を望む景観の重要性が議論されている。保存活用計画での難波宮を視対象とした景観の整理では、周辺の視点場が記載されているが、難波宮跡がもつ大阪城を見る視点場としての重要性も入れると、史跡の隣接地としての計画で配慮すべきことが伝わりやすい。
- ・今回の整備計画案では、北部ブロックの遺構表示の方法が、前期と後期の表示箇所や重なりなどが簡略化されていて不十分である。すべてを表示するべきとは言わないが、回廊や堀の追加などは実現可能と思われる。

（事務局から）平成 10 年度に全体計画のなかで検討した際は、北部ブロックは敷地の形状の制約やスペースが限られていることに加えて、前期と後期の遺構が重なって同じ位置にある箇所が多いことから、全部表示したらかえって理解が難しくなるという意見があった。そのため、回廊は表示を行って全体の区画がわかるようにするが、重複する個々の建物等は表示しないというのが当時の結論だった。今後、計画を進めるにあたっては指摘の内容について考慮したい。

- ・北部ブロックだけでは難波宮の魅力を来訪者に伝えるのは難しい。南部ブロックすべての本

格整備は無理としても、少なくともどう整備していくかのビジョンがわかるような工夫や最低限の化粧直しは必要。地方でも世界遺産など、文化財の修復などを手掛けているところの多くは、修復の途上でもその中身を公開するといったことに力を入れている。将来こうしていくので必ず来てほしいというメッセージを確実に発信することで、その都市が文化財に対してどういう姿勢をもっているかを示している。

- ・整備基本計画（素案）の短期計画のスケジュール表に、基本設計、実施設計といった細かい流れをもう少し書くように。
- ・整備基本計画（素案）の短期計画では、難波宮でもっとも中心となる地域である南部ブロックの整備について言及がない。8堂形式であることがわかった後期難波宮朝堂の遺構表示の修正や大極殿基壇等の傷んだところの修復も必要ではないか。
（事務局から）修正等が必要であることは承知している。南部ブロックではどういうことができるか、解説板の設置も含めてスケジュールは検討したい。
- ・南部ブロックでは樹木が大きくなって、遺構表示が見えにくくなっている。南部ブロックは中央区民まつりや四天王寺ワッソといった大きなイベントにも利用されているので、広場としてさらに活用できて、かつ公園としての緑を確保できるように、樹木を朝堂院の部分から周辺へ移していくべき。ただし、利用者や周辺居住者に急激な風景、景観の変化によって影響を与えないように、計画的に行うことが必要。

事務局から議案2を説明。

北部ブロックの公園整備における民間活力の導入については、これまで2回の市場調査を実施。あらためて、民間活力導入の基本的な条件等や今後の進め方について説明。

提案条件は以下を基本とする。

- 1) 歴史公園として効能を高める施設
- 2) 難波宮南部ブロックから大阪城公園への景観を阻害しない
- 3) 大阪歴史博物館高層階から、北部・南部ブロック、大阪城公園への眺望に配慮
- 4) 周辺の景観に配慮した外観
- 5) 難波宮・大阪城だけではなく、周辺の文化財への歴史探訪の起点となる大阪の歴史文化についての情報発信機能を付加

各委員からは、

- ・北部ブロック内の史跡外部分で建築が可能な最大面積の考え方については慎重な検討が必要。
- ・保存活用計画に記載されている北部ブロックのゾーン計画を提示して募集するのなら、ハードルは上がると思われる。
- ・平城宮跡でも国営公園の活用として、企業の技術力がどの程度応用できるか、向上できるかといった取り組みがされている。

以上のような意見が出された。

以上